

遺伝子組換え食品の

表示が変わりました



食品表示は、消費者が商品を選んだり、食べる際の安全性を確保したりするうえで重要な情報源です。原材料名やアレルギー物質、保存方法や消費期限など、さまざまな情報が含まれています。遺伝子組換え食品に関する表示もその一つですが、消費者が正しく理解できる情報発信をめざして国の制度が一部改正され、「遺伝子組換えでない」と表示できる条件が厳しくなりました。(2023年4月1日施行)

遺伝子組換え食品とは？

遺伝子組換え食品は、他の生物から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、その性質を持たせたい植物などに組み込む技術を利用して作られた食品です。日本では1996年に輸入が始まりました。

例えばこんな農産物があります /

特定の害虫に耐性がある
とうもろこし

特定の除草剤の影響を
受けない大豆



農業に
頼らなくても
害虫の被害が
少なくなったよ



雑草を
取り除く作業が
楽になったよ

安全性や自然環境への 影響は？

日本国内では、食品や飼料としての安全性を確保し、生物多様性に影響を与えないようにするため、法律に基づいて遺伝子組換え食品の科学的評価を行っています。問題がある場合は、栽培・流通させることができません。

現在、国内で流通が認められているのは9つの農産物。大豆、とうもろこし、じゃがいも、なたね、綿実、アルファルファ、てんさい、パパイヤ、からしなです。

「義務表示制度」は変わりません

安全性が科学的に認められているとはいえ、「遺伝子組換え食品を選びたくない」という人もいます。そこで、上記9つの遺伝子組換え農産物と、それらを原材料とした33の加工食品群*については、「遺伝子組換え」または「遺伝子組換え不分別」などと表示することが義務付けられています。

* 加工食品の場合、重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、原材料・添加物の重量に占める割合が5%以上のものが義務表示の対象

【表示例】

原材料 大豆(遺伝子組換え)、……



遺伝子組換えの
大豆だけを使ったんだね

原材料 大豆(遺伝子組換え不分別)、……

「組換え」の大豆と
「組換えでない」大豆を分けて
管理していないんだね



「任意表示制度」が変わりました

遺伝子組換え農産物を使用していない場合、「遺伝子組換えでない」と表示する必要はないのですが、任意で表示することもできます。今回は、消費者の要望を受け、さらに正確な情報を提供するため、この「任意表示制度」が変更されました。



旧制度 では5%の混入が認められていました

「分別生産流通管理*」を行っても、遺伝子組換えのものが意図せず少しだけ混入してしまう場合があります。そこで旧制度では、大豆・とうもろこしに限り、混入を5%以下に抑えていれば「遺伝子組換えでない」と表示することが認められていました。

* 分別生産流通管理とは？

遺伝子組換え農産物とそうでない農産物を生産・流通・加工の各段階で分別管理し、それが書類により証明されていること



現行制度

より厳格な表示になりました



さらに正確な表現が求められるようになったことだね

新しい表示ルールは下記の通りです。

- 遺伝子組換えの混入がないと認められる場合のみ、「遺伝子組換えでない」と表示できます
- 遺伝子組換えの混入を5%以下に抑えている大豆・とうもろこしについては「分別生産流通管理済み」などと表示できます
- 「遺伝子組換えでない」や「分別生産流通管理済み」の表示は任意なので、表示しなくても法律上の問題はありませ

コープ商品の表示は？



コープ商品に関しては、組合員が商品を選ぶための情報が必要と考え、これまで旧制度に基づいて可能な限り「遺伝子組換えでない」という任意表示を行ってきましたが、制度の変更に伴い、「分別生産流通管理済み」という表示に変更しました。



※一部、任意表示をしない商品もあります

【豆腐の一括表示例】

名称	もめん豆腐
原材料名	大豆(アメリカ) (分別生産流通管理済み) 凝固剤(塩化Mg)
内容量	300g
賞味期限	左上部に記載
保存方法	冷蔵(0℃~10℃)で保存
販売者	日本生活協同組合連合会 東京都渋谷区渋谷

分別生産流通管理:
遺伝子組換えのものと分けて管理すること

表示が変わっても管理方法や商品の品質は変わらないよ

